

船橋市ラブホテルの建築規制に関する条例施行規則

昭和 57 年 12 月 28 日

規則第 72 号

改正 平成 9 年 5 月 29 日規則第 42 号

平成 10 年 6 月 30 日規則第 66 号

平成 14 年 3 月 29 日規則第 3 号

平成 20 年 8 月 29 日規則第 82 号

平成 20 年 11 月 28 日規則第 92 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、船橋市ラブホテルの建築規制に関する条例（昭和 57 年船橋市条例第 36 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定める。

(構造及び設備)

第 2 条 条例第 2 条第 2 号の規則で定める構造及び設備とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 営業時間中に自由に出入りすることができる玄関
- (2) 受付、応接の用に供する帳場、フロント等の施設
- (3) 自由に利用することができるロビー、応接室、談話室等の施設
- (4) 会議、催物、宴会等に使用することができる会議室、集会室、大広間等の施設
- (5) 食堂、レストラン又は喫茶室及びこれらに付随する厨房、配膳室等の施設
- (6) 帳場、フロント等から各客室に通じる共用の廊下、階段、昇降機等の施設で、宿泊又は休憩のために客室を利用する者が通常使用する構造のもの
- (7) 附近の居住環境を損わない外観を有するもの

2 前項第 1 号から第 5 号までに掲げる施設は、収容人員に相応した規模のものであって、宿泊又は休憩のために利用する客以外の客においても利用できる構造のものでなければならない。

(届出等)

第 3 条 条例第 4 条第 1 項の規定による届出をしようとする者は、船橋市ホテル等建築計画届出書（第 1 号様式）に次の表に掲げる書類を添えて、市長に届出なければならない。

書類	明示すべき事項
事業計画書	施設概要（構造設備、部屋数及び面積）、営業時間、従業員数、利用料金、年間経費等
建築理由書	建築理由及び敷地の選定理由
経営方針説明書	経営方針
定款の写し及び登記事項証明書（届出をする者が法人である場合に限る。）	
縮尺 2,500 分の 1 以上の附近見取図	縮尺、方位及び届出に係る建築物の敷地境界線から周囲 100 メートル以内の区域の状況（道路、目標となる施設等）

ホテル等の概要書	旅館業法に係る確認事項
外部仕上げ表	外壁及び屋根の仕上げ及び色彩
内部仕上げ表	建物内部の仕上げ及び色彩
縮尺 200 分の 1 以上の配置図	縮尺、届出に係る敷地及び建築物の配置等
縮尺 200 分の 1 以上の各階平面図	縮尺
縮尺 200 分の 1 以上の立面図	縮尺及び外壁の色彩
縮尺 200 分の 1 以上の断面図	縮尺、各階の天井の高さ等
縮尺 50 分の 1 以上の客室詳細図	縮尺及び仕上げ表（ベッドその他の備品の位置及び種類）
完成予想図	外観の意匠及び色彩
その他市長が必要があると認める書類	市長が必要があると認める事項

2 市長は、前項の規定による届出をしようとする者が、看板、広告塔、ネオン等を設置しようとするときは、必要と認める書類を添付させることができる。

（通知）

第 4 条 市長は、条例第 5 条に規定する規制区域において建築されようとするホテル等が条例第 2 条第 2 号に規定するラブホテルに該当する場合は、船橋市ラブホテル該当通知書（第 2 号様式）により、当該ホテル等を建築しようとする者に通知する。

（中止命令）

第 5 条 条例第 6 条の規定による工事の中止命令は、船橋市ラブホテル建築工事中止命令書（第 3 号様式）により行うものとする。

（身分証明書）

第 6 条 条例第 8 条第 2 項に規定する身分を示す証明書は、立入調査書（第 4 号様式）とする。

（船橋市ホテル等審議会の会長及び副会長）

第 7 条 条例第 10 条第 1 項に規定する船橋市ホテル等審議会（以下「審議会」という。）に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を掌理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

（議事）

第 8 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となり議事を整理する。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（参考意見等の聴取）

第 9 条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、参考意見又は説明を聞くことができる。

(審議会の庶務)

第 10 条 審議会の庶務は、建設局建築部宅地課において処理する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和 58 年 1 月 1 日から施行する。
(船橋市旅館営業の規制に関する条例施行規則の廃止)
- 2 船橋市旅館営業の規制に関する条例施行規則(昭和 46 年船橋市規則第 41 号)は、廃止する。
(非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する規則の一部改正)
- 3 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する規則(昭和 55 年船橋市規則第 42 号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(船橋市聴聞規則の一部改正)

- 4 船橋市聴聞規則(昭和 47 年船橋市規則第 24 号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成 9 年 5 月 29 日規則第 42 号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 9 年 7 月 1 日から施行する。
附 則(平成 10 年 6 月 30 日規則第 66 号)抄
(施行期日)
- 1 この規則は、平成 10 年 7 月 1 日から施行する。
附 則(平成 14 年 3 月 29 日規則第 3 号)抄
(施行期日)
- 1 この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
附 則(平成 20 年 8 月 29 日規則第 82 号)
(施行期日)

- 1 この規則は、平成 20 年 9 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の第 3 条第 1 項の規定によりなされている届出は、改正後の船橋市ラブホテルの建築規制に関する条例施行規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 20 年 11 月 28 日規則第 92 号)

この規則は、平成 20 年 12 月 1 日から施行する。

第1号様式

船橋市ホテル等建築計画届出書

年 月 日

船橋市長 あて

建築主 住 所(所在地)
氏 名(名 称)
(代 表 者 氏 名)

TEL
Ⓜ

ホテル等を建築するので、船橋市ラブホテルの建築規制に関する条例の規定により、
下記のとおり届出ます。

記

建 築 計 画 の 概 要	建 築 場 所	地名地番	船橋市			
		用途地域		その他の地域、 地区、街区		
		防火地域	防火・準防火・指 定なし			
	届 出 に 係 る 建 築 物	主要用途				
		工種の種別	新築・増築・改築・大規模の修繕・大規模の模様替・ その他()			
		高 さ	地上	m	地下	m
		階 数	地上	階	地下	階
		構 造	造 一 部 造			
			届 出 部 分	届出部分以外の 部分	合 計	
		敷地面積	m ²	m ²	m ²	
建築面積		m ²	m ²	m ²		
延べ面積	m ²	m ²	m ²			
そ の 他	看板・広告塔・ネオン・()					
届 出 代 理 者 住 所 ・ 氏 名	Ⓜ TEL					

第2号様式

船橋市ラブホテル該当通知書

第 号
年 月 日

建築主 住 所(所在地)
氏 名(名 称) 様
(代表者氏名)

船橋市長 

あなたが現在下記の場所において建築計画中の建築物は、船橋市ラブホテルの建築規制に関する条例に規定するラブホテルに該当し、同条例の規定により建築することができないので通知します。

記

建 築 場 所	地名地番	船橋市
	住 居 地 域 ・ 風 致 地 区	
工 事 の 種 類	新築・増築・改築・大規模の修繕・大規模の模様替・ その他()	

第3号様式

船橋市ラブホテル建築工事中止命令書

第 号
年 月 日

建築主 住 所(所在地)
氏 名(名 称) 様
(代表者氏名)

船橋市長 印

下記の建築物は、船橋市ラブホテルの建築規制に関する条例の規定に違反しているの
で、同条例の規定に基づき、直ちに建築工事を中止するよう命ずる。

記

建 築 場 所		地名地番	船橋市		住居地域・風致地区	
建築物の概要	主 要 用 途					
	工 事 の 種 別	新築・増築・改築・大規模の修繕・大規模の模様替・ その他()				
	敷 地 面 積	m ²	高 さ	地上 m	地下 m	
	建 築 面 積	m ²	階 数	地上 階	地下 階	
	延 べ 面 積	m ²	構 造	造 一 部 造		
その他	看板・広告塔・ネオン・()					

第4号様式

立入調査証

(表)

第 号	
船橋市ラブホテルの建築規制に関する条例の規定による	
立入調査証	
所 属	
職 氏 名	
年 月 日生	
年 月 日発行	
船橋市長	
印	

8.5cm

6cm

(裏)

船橋市ラブホテルの建築規制に関する条例(抜すい)

(立入調査)

第8条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、職員を建築現場又は建築物に立入らせ、調査させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。